庄原市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月 庄原市

目次

I. はじめに ······	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 市行動計画の作成の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 市行動計画の位置付け等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 対象とする感染症 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5. 計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5. 対策推進のための役割分担	7
6. 発生段階	8
7. 市行動計画の主要 6 項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 実施体制	12
(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(3)情報提供・共有	14
(4) 予防・まん延防止	15
(5) 医療	18
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8. 市部署ごとの主な役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
Ⅲ. 各段階における対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1. 未発生期	24
(1) 実施体制	24
(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(3)情報提供・共有	24
(4)予防・まん延防止	25
(5)医療	25
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2. 海外発生期	27
(1) 実施体制	27
(2)サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(3)情報提供·共有 ·······	27
(4)予防・まん延防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(5) 医療	28
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3. 県内未発生期	30
(1) 実施体制	30

(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(3)情報提供・共有 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(4)予防・まん延防止 ····································	31
(5) 医療	31
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
4. 県内発生早期	33
(1) 実施体制	33
(2)サーベイランス・情報収集	33
(3)情報提供•共有 ·····	33
(4)予防・まん延防止 ····································	34
(5)医療	35
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5. 県内感染期	37
(1) 実施体制	37
(2) サーベイランス・情報収集	37
(3)情報提供・共有	38
(4)予防・まん延防止 ····································	38
(5)医療	39
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
6. 小康期	41
(1) 実施体制	41
(2) サーベイランス・情報収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(3)情報提供・共有	41
(4)予防・まん延防止 ····································	41
(5) 医療	42
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(別添)	
特定接種の対象となりうる業種・職務について	43
(参考)	
用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{※用語}は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス^{※用語}の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を保有していないため、世界的な大流行(パンデミック**^{用語語})となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症^{※用語}の中でその感染力の強さから新型インフルエンザ と同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性^{※用語}が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関^{※用語}、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 市行動計画の作成の経緯

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」 (平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、平成25年(2013年)6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画^{*用語}」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

広島県においても、特措法第7条に基づき、広島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下「県行動計画」という。)を作成した。

本市は、特措法の制定を受け平成25年2月に「庄原市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、特措法第8条に基づき、庄原市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を作成する。

3. 市行動計画の位置付け等

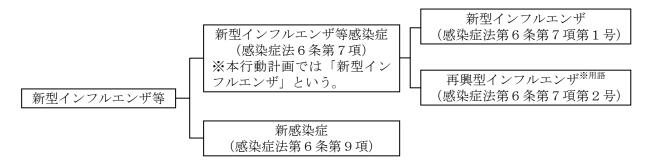
市行動計画は、特措法第8条に基づき、庄原市における新型インフルエンザ等の対策に 関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画 に基づく市町村行動計画に位置付けられるものである。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

4. 対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、県行動 計画と同様に以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフル エンザ」という。)
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエ ンザと同様に社会的影響が大きなもの



5. 計画の見直し

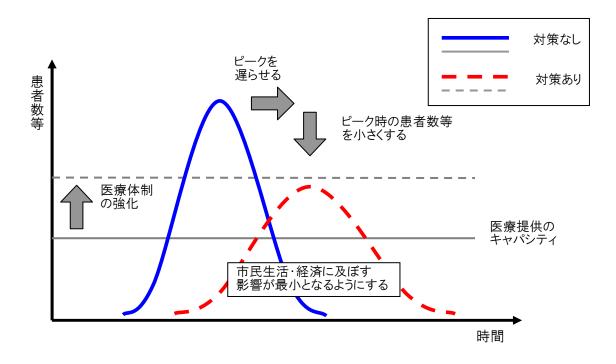
計画の見直しについては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型 インフルエンザ等対策についての検証等を通じ政府行動計画及び県行動計画の変更に応じ て適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命 や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等は、長 期的には市民の多くがり患するが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提 供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におかなければならない。新型インフル エンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的とし て対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のた めの時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減す るとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを 超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 地域での感染対策等により、欠勤者及び欠席者の数を減らす。
 - イ 医療機関、行政及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提 供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した 感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を 示すものである。

そこで、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を 柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ. において、 発生段階毎に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬^{※用語}等の備蓄や地域における医療体制 の整備、市民に対する啓発や市・事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた 事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・ 市内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。
- ・ 新型インフルエンザの場合、専門学会の提言を考慮し、早期相談、早期受診、早期投薬 などの治療を行う。

- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、 過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新 しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切 り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその 縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 市内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保 や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、 様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりには いかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこ とが求められる。
- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、市が国や県等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応による感染対策を組みあわせて総合的に行うことが必要である。特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの感染の機会を減らすなどの方策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

国、県、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用(特措法第29条)、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特

措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。 具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)、広島県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)、庄原市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

国、県、市は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染 経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられ るが、鳥インフルエンザ^{※用語} (H5N1) 等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場 合には、高い致命率^{※用語}となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率^{※用語}については、全人口の 25%が新型インフルエンザにり患するとし、致命率(り患者数に対する死亡者

数の割合)については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は、0.53%、スペインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定している。

流行予測(庄原市・広島県・全国)

区 分	庄原市	広島県	全 国
総人口	38,612人	約287万人	約12,800万人
患者数 (人口比25%と仮定)	9,653人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する患者数	3,922~7,541人	約29~56万人	約1,300~2,500万人
入院者数(中等度~重度)	160~603人	約1.2~4.5万人	約53~200万人
死亡者数(中等度~重度)	51~193人	約0.4~1.4万人	約17~64万人
1日最大入院者数(中等度)	30人	2,280人	10.1万人
1日最大入院者数(重度)	120人	約8,800人	39.9万人

- ・ 住民基本台帳に基づく人口(平成 26 年 3 月 31 日現在)により人口割して本市の患者 数を試算した。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言 えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行う こととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、 新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと 同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法 の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害 想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの 知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置 く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第3条第3項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する(特措法第3条第4項)。

県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努める。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、市町及び指定(地方)公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

(3) 市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、市内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者^{※用語}への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定(地方)公共機関と緊密な連携に努める。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等

患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、 新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき (特措法第3条第5項)、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び 国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者(厚生労働大臣が登録)については、新型 インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれ の社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場に おける感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第4条 第3項)。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策 に努める。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項、第2項)。

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット^{※用語}・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策 等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう 努める。

6. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、意思 決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針 を定めておく必要がある。

国内での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、発生段階を「未発生期」「海外発生期」「県

内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「小康期」と定め、その移行については県が 決定する。市は、県の決定する発生段階に応じて対策を講じる。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行する とは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するとい うことに留意する必要がある。

発生段階		
国発生段階	県発生段階 (=市発生段階)	状態
未発生期	未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。(発生疑いを含む)
海外発生期	海外発生期	・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	・ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が 発生しているが、県内で発生していない状態
国内咸氿坤	県内発生早期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、 全ての患者の接触歴を疫学調査 ^{※用語} で追うことができる 状態
国内感染期	県内感染期	・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調 査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

7. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス^{※用語}・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)市民生活・市民経済の安定の確保」の6項目に分け立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、対策実施の流れ及び横断的な留意点等については以下のとおり。

	未発生期	海外 発生期	県内 未発生期
対策の考え方	・体制整備 ・発生の早期確認に努める	・体制整備	・体制整備
(1) 実施体制	・国・県との連携強化	・任意の市対策本部を設置	・市対策本部設置
(2) サーベイラン ス・情報収集	・県のサーベイランスへの 協力・国、県等からの情報収集	・県のサーベイランスへの 協力・国、県等からの情報収集	・県のサーベイランスへの 協力・国、県等からの情報収集
(3) 情報提供 ・共有	・情報共有体制の整備 ・相談窓口設置の準備	・市民へ、海外での発生状況等を情報提供・国、県等との情報共有・相談窓口の設置	・市民へ海外・国内での発生状況、現在の対策等を情報提供・国、県等との情報共有・相談窓口の設置
(4) 予防・まん延防 止	・感染防止策の周知 ・特定接種及び住民接種の 体制整備	・感染防止策の啓発 ・特定接種の実施 ・住民接種の準備	・感染防止策の啓発 ・住民接種の準備及び開始 ★市民への外出自粛要請 の周知 ★市民へ施設使用制限の 周知
(5) 医療	・地域医療提供体制の整備	・市内関係機関との連携強化・帰国者・接触者外来の設置	・市内関係機関との連携強化・帰国者・接触者外来における医療提供の継続
(6) 市民生活及び市 民経済の安定の 確保	・火葬能力等の把握 ・要援護者の確認等	・遺体の一時安置施設の確保の準備 ・埋火葬体制の整備 ・要援護者への連絡 ・市役所機能維持のための 準備	・事業者に対し、職場における感染対策の開始を要請・火葬の円滑な実施・要援護者への連絡・生活支援のための準備・市役所機能維持のための準備 ・本生活関連物資等の価格の安定

★ 緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置 (緊急事態措置)

県内 県内 小康期 発生早期 感染期 · 感染拡大防止策実施 医療体制の維持 医療体制の確保 ・健康被害・生活・経済へ 市民生活・経済の回復を 対策の考え方 ・感染拡大に備えた体制整 の影響を最小限にとど 図り第二波に備える 備 める ・ 市対策本部の縮小・廃止 (1)• 市対策本部設置 実施体制 (緊急事態解除宣言時) ・県のサーベイランスへの ・ 県のサーベイランスへの (2)・ 県のサーベイランスへの サーベイラン 協力 協力 協力 ス・情報収集 ・国、県等からの情報収集 ・国、県等からの情報収集 ・国、県等からの情報収集 ・市民へ県(市)内発生状 ・市民へ県(市)内発生状 ・第二波に備え、引き続き (3)況、対策内容等の情報提 況、対策内容等の情報提 市民への情報提供、注意 情報提供・共有 喚起 ・相談窓口の充実・強化 ・相談窓口の縮小 ・相談窓口の充実・強化 ・市民への感染防止策の啓 ・市民への感染防止策の啓 ・市民への感染防止策の啓 ・施設における感染症防止 ・施設における感染症防止 の周知 (4)の周知 ・流行の第二波に備えた住 ・事業・活動の自粛 予防・まん延防 住民接種の実施 民に対する予防接種の 住民接種の継続 止 ★市民への外出自粛要請 継続 ★市民への外出自粛要請 ・感染拡大防止策の見直 の周知 の周知 ★市民へ施設使用制限の し・改善 ★市民へ施設使用制限の 周知 周知 ・帰国者・接触者外来の中 医療体制の維持 止及び新型インフルエ (5)・診療体制の移行 ンザ等患者の一般の医 通常の医療体制の復帰 医療 ・ 在宅療養患者への対応 療機関での診療開始 ・在宅療養患者への対応 事業者ヘライフラインの ・事業者ヘライフラインの 機能維持又は使用抑制 機能維持又は使用抑制 を要請 (6) を要請 ・臨時遺体安置所の確保・ 市民生活及び市 ・臨時遺体安置所の検討 ・緊急事態措置の縮小・中 稼動 民経済の安定の 要援護者への生活支援 ıŀ. ・要援護者への生活支援 確保 市役所機能の維持 ★生活関連物資等の価格 ★生活関連物資等の価格 の安定

★ 緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置(緊急事態措置)

の安定

★埋葬・火葬の特例措置

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全市的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

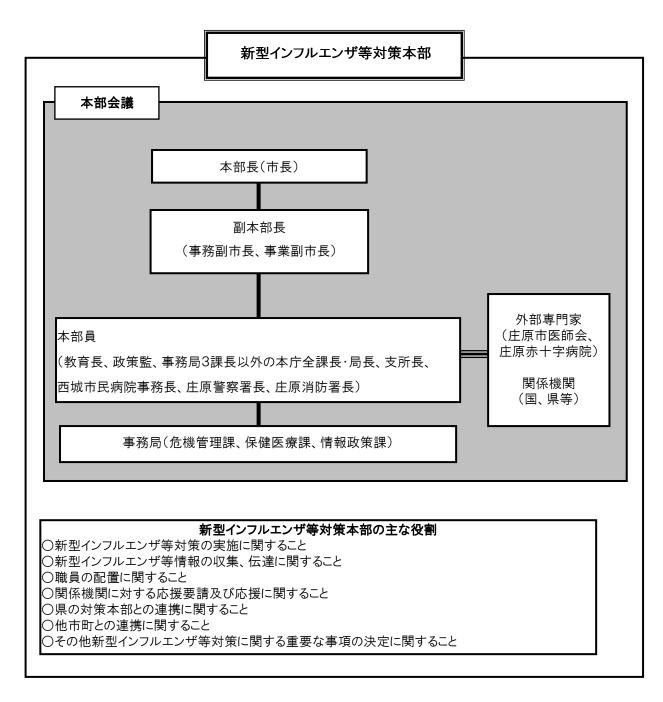
この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画 をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部署が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階 に応じた体制を整備する。

また、業務継続計画^{※用語}を作成し、新型インフルエンザ等発生の「県内感染期」においても、市の機能を維持し最低限の継続すべき通常業務を行いながら、新型インフルエンザ等対策に万全を期すための体制を整える。

市は、これらの実施体制の整備等に当たっては、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供、対策の調整等、国、県、指定(地方)公共機関その他の関係機関等との連携、協力に十分留意する必要がある。

政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的且つ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとみとめ、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、市は、以下のとおり「庄原市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置し、対策を総合的に推進する。



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を随時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

広島県感染症・疾病管理センター(以下「県感染症センター」という。)が中心となり感染症の発生動向を早期に把握し、専門的な見地から迅速かつ正確な分析・解析をして公表する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握をすることの意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状(インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、 医療機関における診療に役立てる。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下、各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

市民等に正しく行動してもらう上で、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図ることが必要である。また、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、特に児童・生徒等に対しては、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策

の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス (科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等) や、対策の理由、対策の実施 主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を 行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの 役割が重要であり、その協力が不可欠であるが、提供する情報の内容については、個 人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。誤った情報が出た場 合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

また、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、他市町、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、市のホームページから発信する。

才 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。

市は、市対策本部における広報担当者を設置し、県と適時適切に情報を共有する。

なお、市が実施主体となり情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、事前に県と協議を行うものとする。

カ 相談窓口の設置

県は、海外発生期から小康期までの間、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般 的な相談に対応する情報提供窓口として、県庁にコールセンターを設置する。

市は県から相談窓口設置の要請を受け相談窓口を設置する。

その際は、国及び県感染症センターで作成された相談窓口用のQ&Aを参考にする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策により、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保する。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、 入院患者数を最小限にとどめ、流行時の医療体制として対応可能な範囲内におさめる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを 避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。県内における発生の初期の段階か ら、感染症法に基づく新型インフルエンザ等の患者の入院措置及び、患者の同居者等濃厚 接触者^{※用語}に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の県が 行う措置に協力する。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、人と人との接触機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者あるいは潜伏期間にある者と接触する機会を可能な限り減らす対策を行う。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、 入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にと どめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン^{※用語}とパンデミックワクチン^{※用語}の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

a 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民 経済の安定を確保するため」に行うものであり、緊急の必要があると認めるときに、 臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」 を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登 録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に 従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 とされている。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・ 公共性を基準としている。また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必 要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や、その際の社会状況 等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。基本的には、次の順位のとおりと されている。

順位	接種対象者
1	医療関係者
2	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
3	指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)

4 それ以外の事業者

b 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を構築する。

(ウ) 住民接種

a 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する 予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、 特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)によ る予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項 の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

分 類	説明
医学的 ハイリスク者	 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 基礎疾患を有する者^{※用語} 妊婦
小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
成人・若年者	
高齢者	・ ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上)

接種順位については、政府行動計画に示されているが、新型インフルエンザ等による重症化、志望を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方がある一方で、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する (特措法第 46 条第 2 項) と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これら双方を併せた考え方もあることから、次のような考え方を踏まえ政府対策本部が決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を 守ることにも重点を置く考え方

- 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 住民接種の接種体制

市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。ただし、妊婦や在宅医療の対象者については個別に接種を行う。

(エ) 留意点

「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員 会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本 部において総合的に判断し、決定する。

(オ) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行う必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)する。(特措法第31条第2項、第3項、第46条第6項)

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、市内の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関

である指定(地方)公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療提供体制の整備

県北部保健所を中心として市は、庄原赤十字病院、西城市民病院、庄原市医師会、消防 等の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進する。

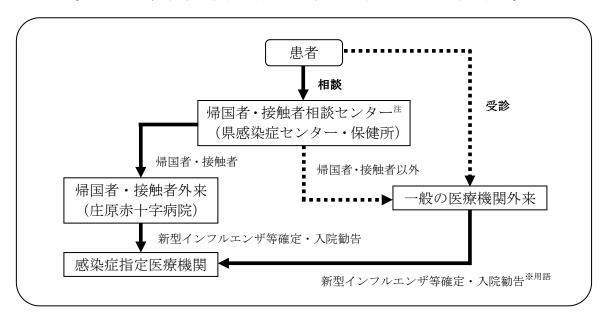
ウ 発生時における医療提供体制の維持・確保

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者の診療のために、県からの要請により庄原赤十字病院は帰国者・接触者外来を設置し診療を行う。

また、新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

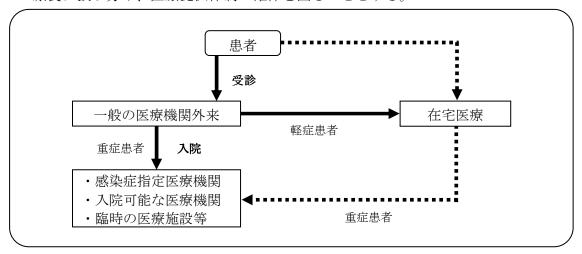
(ア) 帰国者・接触者外来の受診方法

県内発生早期の段階では、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関^{※用語}に入院させる。このため、県等は感染症病床^{※用語}等の活用計画を事前に策定する。



(イ) 診療体制の切り替え

帰国者・接触者外来^{※用語}を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。



エ 抗インフルエンザウイルス薬等 (特措法第10条、第51条)

新型インフルエンザ等がまん延した場合、市内医療機関において抗インフルエンザウイルス薬が、通常の流通ルートで入手困難になることが予想される。その際は、県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬について、適切な時期に放出要請を行うなど、必要な対応を図る。

(6) 市民生活及び市県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済に多大な影響を与えるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限となるよう、国、県、市、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

8. 市部署ごとの主な役割

部署名	項 目
共 通	 ・職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ・発生期における市業務の維持継続に関すること ・市民への情報提供に関すること ・事業者等への情報提供及び事前計画の策定等、対策実施への協力・助言に関すること ・集客施設等におけるまん延防止に関すること ・県、他市町、関係機関・団体等との間の情報共有に関すること ・発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること
総務課 議会事務局 選挙管理委員会	・本部長及び副本部長の秘書に関すること・市業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関すること・庁舎におけるまん延防止対策に関すること・流行時の公用車の使用に関すること・支所との連絡に関すること
財政課	・ 備蓄器資材等購入の財政措置に関すること ・ 被害状況・感染状況等の取りまとめ及び伝達に関すること
情報政策課 企画課 政策監付	・ 広報の総括に関すること ・ 報道機関への情報提供に関すること
危機管理課 管財課 地籍用地課	 ・ 市対策本部の運営に関すること ・ 国・県からの情報収集と連携に関すること ・ 活動の自粛・中止の総合調整に関すること ・ ライフライン(電気、ガス、油類)の機能確保に関すること ・ 自衛隊の派遣要請に関すること ・ 消防防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 防犯関係機関との連絡調整に関すること
自治定住課	・ 自治振興区との連絡調整に関すること
農業振興課 農業委員会事務局 林業振興課	 家きん^{※用語}類等の感染防止に関すること 農林水産業の維持のための支援に関すること
商工観光課	・ イベント等の自粛・中止の総合調整に関すること・ 生活関連物資の物価・流通状況の調査等に関すること・ 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること
市民生活課	・ 公共交通機関におけるまん延防止に関すること・ 市内在住外国人への情報提供の支援に関すること・ 海外渡航者への情報提供の支援に関すること・ 食糧の確保に関すること・ 死体の処理及び埋火葬の許可に関すること
環境政策課	・ 生活衛生関連施設における感染予防・まん延防止に関すること ・ 感染性産業廃棄物の処理に関すること ・ ごみの収集と排出抑制に関すること

保健医療課	・国・県からの情報収集と連携に関すること・市民の感染状況の情報集約に関すること・市民からの相談窓口の設置に関すること・防疫対策の統括に関すること・医療提供体制の確保に関すること・新型インフルエンザ等予防接種に関すること・健康相談対応、感染防止策の普及啓発に関すること
社会福祉課高齢者福祉課	・ 社会福祉施設等における感染状況の把握に関すること・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること・ 介護事業所における機能維持に関すること・ 要援護者(在宅の高齢者、障害者等)への支援に関すること
教育委員会 児童福祉課	教育施設等における感染状況の把握に関すること教育施設等における感染予防・まん延防止に関すること発生期における教育対策に関すること
下水道課	・ 下水道機能の確保に関すること
会計課	・ 出納機能の確保に関すること・ 物品調達に関すること
水道課	・ 水道機能、飲料水、生活用水の確保に関すること
建設課 農村整備課 都市整備課 税務課 債権対策課	・ 各課の協力に関すること
支所	・ 庁舎における感染防止・まん延防止に関すること・ 支所管内の施設における感染防止・まん延防止に関すること・ 地域の情報収集と地域住民への情報提供に関すること・ 地域住民の相談窓口に関すること
西城市民病院 事務局 総領診療所	・ 市民病院及び診療所における診療機能の維持に関すること

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。 新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」 を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必 ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、 段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

1. 未発生期

状熊:

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例 が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていな い状況。(発生疑いを含む)

目的:

- 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国及び県との連携の下、発生の早期確認に努める。

対策の考え方:

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から 警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国や県等との連携を図り、対応体制 の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市全体での認識共 有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 行動計画の作成と見直し

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

- イ 体制整備及び県等との連携強化
 - (ア) 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- (イ) 県北部保健所を中心に、近隣市町、庄原市医師会、庄原消防署、庄原警察署等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 情報収集

国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する正しい知識と発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

- イ 情報共有体制の整備等
 - (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、 時期及び媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定し ておく。

- (イ) 県及び関係機関と連携し、緊急に統一的な情報を提供できるよう連絡体制を整備 する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置 する準備を進める。

(4)予防・まん延防止

ア 感染防止策の周知

- (ア) 平常時から、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットなど個人でできる感染予防策を広く市民に周知する。
- (イ) 市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要 請や、事業者等に対し、施設の使用制限の要請等の感染対策が実施されることにつ いて周知を図り、理解と協力を求める。

イ 予防接種

(ア) 基準に該当する登録事業者の登録

登録作業にかかる周知、事業者を登録事業者として登録する手続き等に協力する。

- (イ) 接種体制の構築
 - a 特定接種

本市職員等特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。

- b 住民接種
- (a) 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に 基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができ るための体制の構築を図る。
- (b) 本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を 締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努め る。
- (c) 速やかに接種することができるよう、庄原市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

ア 地域医療提供体制の整備

県北部保健所を中心として市は、庄原赤十字病院、西城市民病院、庄原市医師会、消防 等の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民への対応

市民に対し、平常時から次の取組などを心掛けるよう周知を図る。

- (ア) できるだけ外出を避けることができるよう、事前に食料品等の備蓄を行うこと。
- (イ) 電気・ガス・水道等の供給不足が予測されるため、燃料資源等の消費節減に努めること。
- (ウ) 通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予測されるため、ごみの排出抑制に努めること。 等

イ 要援護者への生活支援

県内感染期における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、 訪問診療、食事提供等)等について、対象者の把握とともにその具体的手続を決定してお く。

ウ 埋火葬体制の整備

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、 火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

エ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

カ 防犯・防災活動

新型インフルエンザ等の発生・感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、 市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

2. 海外発生期

状態:

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している 場合等、様々な状況。

目的:

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し、早期発見に努める。
- ・ 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方:

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国・県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 国内発生した場合に備え、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制 強化に協力する。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生した場合の対策について的 確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制 整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ア 国・県が決定する基本的対処方針及び市行動計画等に基づき、対策を協議・実施する。
- イ 状況に応じて、市対策本部の設置も検討する

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

引き続き、県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 情報収集

引き続き、国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等に関する正しい知識と、海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合の対策について情報提供を行う。

イ 情報共有

県及び関係機関との情報共有体制を確認し、対策の理由、対策決定のプロセス等を共有 する。

ウ 相談窓口の設置

県からの要請に基づき、市民からの問い合わせに応じるため相談窓口を保健医療課へ設置し、国及び県感染症センターが作成したQ&A等を活用して適切な情報を提供する。

(4)予防・まん延防止

ア 感染防止策の啓発

- (ア) 市民に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケット等基本的な感染防止 策の徹底を啓発する。
- (イ) 引き続き市民等に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出 の自粛要請や、事業者等に対し、施設の使用制限の要請等の感染対策が実施される ことについて周知を図り、理解と協力を求める。

イ 予防接種

(ア) 特定接種の実施

国の基本的対処方針を踏まえ、本市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種の準備

市は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく 住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合に は、国及び県と連携して接種体制の準備を行う。

(ウ) 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報提供を行う。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

- (ア) 県北部保健所を中心として市は、庄原赤十字病院、西城市民病院、庄原市医師会、 消防等の関係者との連携を強化する。
- (イ) 県からの要請で、庄原赤十字病院は帰国者・接触者外来を設置する。
- (ウ) 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、県が設置する 帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう市民 に周知する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民への対応

引き続き市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図る。

- (ア) 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
- (イ) 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
- (ウ) ごみの排出の抑制に努めること。 等
- イ 市役所機能維持のための準備

市役所機能維持のため、職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小体制を準備する。

ウ 要援護者への生活支援

引き続き、県内感染期における在宅の要援護者への生活支援等、搬送、死亡時の対応等について、対象者の把握とともにその具体的手続を検討する。また、新型インフルエンザ

等の発生が確認されたことを、要援護者やその関係者へ連絡する。

エ 埋火葬体制の整備

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等が確保できるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

オ 防犯・防災活動

新型インフルエンザ等の感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

3. 県内未発生期

状態:

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態。

目的:

県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方:

- ・ 県内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保 のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに 実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

国・県が決定する基本的対処方針及び市行動計画等に基づき、対策を協議・実施する。 また、状況に応じて市対策本部の任意設置を検討する。

イ 緊急事態宣言時の措置

(ア) 市対策本部の設置

市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する(特措法第36条)

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

引き続き、県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。 イ 情報収集

引き続き、国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 引き続き、新型インフルエンザ等に関する正しい知識と、海外・国内での発生状況、現在の対策等について情報提供を行う。
- (イ) 誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があり、それが 責められるようなことではないという認識を市民が持つように情報提供する。

イ 情報共有

県及び関係機関との情報共有体制を確認し、対策の理由、対策決定のプロセス等を共有する。

ウ 相談窓口の設置

相談窓口を保健医療課へ設置し、新型インフルエンザ等の疾患に関する相談のみならず、生活相談や市が行う対策等、市民からの問い合わせに対応する。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染防止策の啓発

- (ア) 市民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケット等基本的な感染防止策の徹底を啓発する。
- (イ) 市内発生に備え、県が示す学校等の臨時休業の基準を考慮し、小・中学校等の臨時休業の基準について検討する。
- (ウ) 市内施設の閉鎖について検討する。

イ 予防接種

(ア) 特定接種

引き続き本市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- a 接種体制を構築し、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法等の情報を 提供する。
- b 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、県からの要請により 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。
- c 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健福祉センター、学校等の公的 な施設を活用し、庄原市医師会等の協力のもと集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行う。

ウ 外出自粛要請

市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、管理者に要請する。

エ 施設の使用制限

学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

才 住民接種

住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

(ア) 県北部保健所を中心として市は、庄原赤十字病院、西城市民病院、庄原市医師会、 消防等の関係者との連携を強化する。

- (イ) 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。
- (ウ) 必要が生じた場合には、原則、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行できるよう関係機関と調整を進める。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民への対応

- (ア) 引き続き市民に対し、発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - a 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - b 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - c ごみの排出の抑制に努めること。 等
- (イ) 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たっては消費者としての適切な 行動を呼びかける。

イ 市役所機能維持のための準備

市役所機能維持のため、職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小体制を準備する。

ウ 事業者への対応

事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。

エ 要援護者への生活支援

- (ア) 引き続き、県内感染期における在宅の要援護者への生活支援等、搬送、死亡時の 対応等について、対象者の把握とともにその具体的手続を検討する。
- (イ) 災害応急救助物資の配布について検討する。

オ 埋火葬体制の整備

- (ア) 随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共 有を図る。
- (イ) 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。
- (ウ) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

カ 防犯・防災活動

新型インフルエンザ等の感染拡大(まん延)に備え、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と協力体制を構築する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。 キ 生活関連物資等の価格の安定等

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して要請する。

4. 県内発生早期

状態:

・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査 で追うことができる状態。

目的:

- ・ 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方:

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染 拡大防止対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣 言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について 十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機 関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機 関での院内感染対策を実施する。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保の ための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ア 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市長を本部長とした市対策本部を設置する(特 措法第36条)
- イ 市対策本部は、行動計画等に基づき、感染拡大防止策等に関する対策を協議・実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

引き続き、県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。 イ 情報収集

引き続き、国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集 する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 新型インフルエンザ等の県内(市内)の発生状況や学校等の臨時休業、対策の内

容等を詳細に市民へ情報提供し、混乱防止及び注意喚起を図る。

(イ) 家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

イ 相談窓口の充実・強化

Q&A等の情報を活用し、相談窓口等において適切な情報が提供できるよう体制の充 実・強化を図る。また、状況に応じて相談窓口対応時間の拡大も検討する。

(4)予防・まん延防止

ア 感染防止策の啓発

- (ア) 引き続き市民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケット等基本的な感染防止策の徹底を啓発する。
- (イ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう要請する。(例:欠席率10%程度で実施する。期間を1週間程度にする。等)
- (ウ) 学校、保育所等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう要請する。 イ 予防接種

(ア) 特定接種

引き続き本市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- a 接種体制を構築し、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法等の情報を 提供する。
- b 国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、県からの要請により 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。
- c 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健福祉センター、学校等の公的 な施設を活用し、庄原市医師会等の協力のもと集団接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行う。

ウ 外出自粛要請

市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、管理者に要請する。

エ 施設の使用制限

学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

才 住民接種

住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の維持

- (ア) 県北部保健所を中心として市は、庄原赤十字病院、西城市民病院、庄原市医師会、 消防等の関係者との連携を強化する。
- (イ) 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。

イ 診療体制の移行

患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や、流行状況等を踏まえて帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。市は、市民に診療体制の移行及び受診方法を周知する。

ウ 在宅療養患者への対応

患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民への対応

- (ア) 市民に対し、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - a 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - b 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - c ごみの排出の抑制に努めること。 等
- (イ) 市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

イ 市役所機能維持のための準備

職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小を図り市役所機能の維持に努める。

ウ 事業者への対応

- (ア) 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組の準備を行うよう周知を図る。
- (イ) 食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが 生じないよう要請する。
- (ウ) 公共交通機関・ライフライン事業者等へ、機能維持を要請する。

エ 要援護者への生活支援

- (ア) 県内感染期における在宅の要援護者への生活支援等、搬送、死亡時の対応等について準備を行い、状況に応じて国及び県と連携し、関係団体の協力を得て必要な支援を行う。
- (イ) 災害応急救助物資配布の準備をする。

オ 埋火葬体制の整備

- (ア) 随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、県と情報の共 有を図る。
- (イ) 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

- (ウ) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- (エ) 死亡者の増加に備え、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を検討する。 カ 防犯・防災活動

新型インフルエンザ等の感染拡大(まん延)に備え、防犯、防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保できるよう、関係機関と連携し対応を図る。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。 キ 生活関連物資等の価格の安定等

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して要請する。

5. 県内感染期

状態:

・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態。

目的:

- 医療体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方:

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から 被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県と連携し実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に ついて周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極 的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康 被害を最小限に抑える。
- ・ 欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要な ライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 実施体制

市対策本部の指揮の下、市内での感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限に抑え、かつ最低限の市民生活を維持するために必要な対策を実施する。

イ 緊急事態宣言時の措置

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合に おいては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行 う。(特措法第38条、39条)

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

引き続き、県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席

者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。 イ 情報収集

引き続き、国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の県内(市内)の発生状況や学校等の臨時休業、対策の内容等を詳細に市民へ情報提供し、混乱防止及び注意喚起を図る。
- (イ) 家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

イ 相談窓口の充実・強化

Q&A等の情報を活用し、相談窓口等において適切な情報が提供できるよう体制の充 実・強化を図る。また、状況に応じて相談窓口対応時間の拡大も検討する。

(4)予防・まん延防止

ア 感染防止策の啓発

- (ア) 引き続き市民等に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケット等基本的な感染防止策の徹底を啓発する。
- (イ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう要請する。
- (ウ) 罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまでは外出しないよう呼びかけを継続する。

イ 活動の自粛

市の施設の閉鎖や主催行事の中止又は延期を検討するとともに、市民に対して不要不急の外出自粛も要請する。

ウ 予防接種

(ア) 特定接種

引き続き本市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

- (イ) 住民接種
 - a ワクチンの有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種の時期、方法等の情報を提供する。
 - b 住民接種を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県が行う以下の措置について、市民や事業者等に周知するとともに、県からの要請に応じ対策を行う。

工 外出自粛要請

市民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機(出席停止)とするよう、管理者に要請する。

オ 施設の使用制限

学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。

カ 住民接種

住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制

- (ア) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の 入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている 医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患 者の診療を行う。また、市民に受診方法の周知を行う。
- (イ) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請する。

イ 診療体制の移行

患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や、流行状況等を踏まえて帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

ウ 在宅療養患者への対応

患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民への対応

- (ア) 市民に対し、次の取組を心掛けるよう周知を図る。
 - a 食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
 - b 電気・ガス・水道等の燃料資源等の消費節減に努めること。
 - c ごみの排出の抑制に努めること。 等
- (イ) 市民に対して食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行

動を呼びかける。

イ 市役所機能維持のための準備

職員の健康管理を徹底し、通常業務の縮小を図り市役所機能の維持に努める。

ウ 事業者への対応

- (ア) 事業者に対し、発生状況等に関する情報提供に努め、職場での感染防止策及び可能な範囲での業務の縮小等に向けた取組を行うよう周知を図る。
- (イ) 食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが 生じないよう要請する。
- (ウ) 公共交通機関・ライフライン事業者等へ、機能維持を要請する。

エ 要援護者への生活支援

- (ア) 国及び県と連携し、関係団体の協力を得て、在宅の要援護者への生活支援等、搬送、死亡時の対応を行う。
- (イ) 災害応急救助物資配布をする。

オ 埋火葬体制の整備

- (ア) 可能な限り火葬炉を稼動させるよう、要請する。
- (イ) 引き続き、県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を確保し、 速やかに遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るように努める。
- (ウ) 県と連携し、墓地、火葬場等に関する情報を広域的にかつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断したときは、他市町及び近隣都道府県に対して広域 火葬の応援・協力を要請し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- (エ) 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、臨時遺体安置所を直ちに確保し、併せて遺体の保存作業のために必要な人員を確保する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。 カ 生活関連物資等の価格の安定等

物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して要請する。

キ 埋葬・火葬の特例等

緊急事態において、国から埋火葬の許可に関する特例が設けられた場合には、市はその特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

6. 小康期

状態:

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

目的:

・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方:

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品 の調達等第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性や、それに備える必要性について県民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ア 新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、市対策本部を段階的に縮小する。
- イ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直 しを行う。
- ウ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランスへの協力

引き続き、県等からの要請に応じて、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖など)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 情報収集

引き続き、国及び県から、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(3)情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 引き続き、流行の第二波に備え、市民及び事業者等への情報提供と注意喚起を行う。
- (イ) 情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。
- イ 相談窓口の縮小

状況を見ながら、相談窓口体制等を縮小する。

(4)予防・まん延防止

ア 感染防止策の啓発

引き続き、市民に対し、うがい、手洗い、マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよ

う周知徹底を図る。

イ 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ウ 感染拡大防止策の見直し・改善

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

工 住民接種

必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

ア 医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民及び事業者への対応

必要に応じて、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資用の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資用の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生 時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに 接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
新型イン	A-1	新型インフルエンザ	新型インフル	新型インフルエ	厚生労働省
フルエン		等の患者又は新型イ	エンザ等医療	ンザ等医療の提	
ザ等医療		ンフルエンザ等にり	の提供	供に従事する者	
型		患していると疑うに		(医師、看護師、	
		足りる正当な理由の		薬剤師、窓口事務	
		ある者に対して、新型		職員等)	
		インフルエンザ等に			
		関する医療の提供を			
		行う病院、診療所、薬			
		局及び訪問看護ステ			
		ーション			
重大•緊急	A-2	救命救急センター、災	生命・健康に重	重大・緊急の生命	厚生労働省
医療型		害拠点病院、公立病	大・緊急の影響	保護に従事する	
		院、地域医療支援病	がある医療の	有資格者	
		院、国立ハンセン病療	提供	(医師、歯科医	
		養所、独立行政法人国		師、薬剤師、保健	
		立がん研究センター、		師、助産師、看護	
		独立行政法人国立循		師、准看護師、救	
		環器病研究センター、		急救命士、歯科衛	
		独立行政法人国立精		生士、歯科技工	
		神・神経医療研究セン		士、診療放射線技	
		ター、独立行政法人国		師、臨床検査技	
		立国際医療研究セン		師、臨床工技士、	
		ター、独立行政法人国		義肢装具士、理学	
		立成育医療研究セン		療法士、作業療法	

			(万月添入
	ター、独立行政法人国	士、視能訓練士、	
	立長寿医療研究セン	言語聴覚士、管理	
	ター、独立行政法人国	栄養士)	
	立病院機構の病院、独		
	立行政法人労働者健		
	康福祉機構の病院、社		
	会保険病院、厚生年金		
	病院、日本赤十字病		
	院、社会福祉法人恩賜		
	財団済生会の病院、厚		
	生農業協同組合連合		
	会の病院、社会福祉法		
	人北海道社会事業協		
	会の病院、大学附属病		
	院、二次救急医療機		
	関、救急告示医療機		
	関、分娩を行う医療機		
	関、透析を行う医療機		
	関		
1			

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
社 会 保	B-1	介護保険施	サービスの停止等が	サービスの停止等が	厚生労働省
険•社会福		設 (A-1に	利用者の生命維持に	利用者の生命維持に	
祉•介護事		分類される	重大・緊急の影響が	重大・緊急の影響が	
業		ものを除	ある介護・福祉サー	ある利用者(要介護	
		く。)、指定居	ビスの提供	度3以上、障害程度	
		宅サービス		区分4(障害児にあ	
		事業、指定地		っては、短期入所に	
		域密着型サ		係る障害児程度区分	
		ービス事業、		2と同程度)以上又	
		老人福祉施		は未就学児以下)が	
		設、有料老人		いる入所施設と訪問	
		ホーム、障害		事業所	
		福祉サービ		介護等の生命維持に	
		ス事業、障害		かかわるサービスを	

					(別添)
業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
		者支援施設、		直接行う職員(介護	
		障害児入所		職員、保健師・助産	
		支援施設、救		師・看護師・准看護	
		護施設、児童		師、保育士、理学療	
		福祉施設		法士等) と意思決定	
				者(施設長)	
医薬品•化	B-2	医薬品卸売	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省
粧品等卸	B-3	販売業	等発生時における必	等医療又は重大・緊	
売業			要な医療用医薬品の	急医療に用いる医療	
			販売	用医薬品の販売、配	
				送	
医薬品製	B-2	医薬品製造	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省
造業	B-3	販売業	等発生時における必	等医療又は重大・緊	
		医薬品製造	要な医療用医薬品の	急医療に用いる医療	
		業	生産	用医薬品の元売り、	
				製造、安全性確保、	
				品質確保	
医療機器	B-2	医療機器修	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省
修理業	B-3	理業	等発生時における必	等医療又は重大・緊	
医療機器		医療機器販	要な医療機器の販売	急医療に用いる医療	
販売業		売業		機器の販売、配送	
医療機器		医療機器賃			
賃貸業		貸業			
医療機器	B-2	医療機器製	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	厚生労働省
製造業	B-3	造販売業	等発生時における必	等医療又は重大・緊	
		医療機器製	要な医療機器の生産	急医療に用いる医療	
		造業		機器の元売り、製造、	
				安全性確保、品質確	
				保	
ガス業	B-2	ガス業	新型インフルエンザ	原料調達、ガス製造、	経済産業省
	B-3		等発生時における必	ガスの供給監視・調	
			要なガスの安定的・	整、設備の保守・点	
			適切な供給	検、緊急時の保安対	
				応、製造・供給・顧	
				客情報等の管理、製	
				造・供給に関連する	

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
木/1生	7,5	木1至17月期	T-Z+1K-D1	システムの保守業務	1호그 타기
 銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ		サダル
或11未	D-Z	中关蜓1		銀行券の発行ならび	財務省
			等発生時における必 要な通貨および金融	に通貨および金融の 調節、資金決済の円	
			安な畑負わよい金融の安定	滑の確保を通じ信用	
			00女庄	秩序の維持に資する	
				ための措置	
空港管理	B-2	空港機能施	新型インフルエンザ	航空保安検査、旅客	国土交通省
一	B-3	設事業	等発生時における必		国工人地自
11	БЗ	以 ず 木	要な旅客運送及び緊	務、燃料補給、貨物	
			急物資(特措法施行	管理、滑走路等維持	
			令第14条で定める医	管理	
			薬品、食品、医療機		
			器その他衛生用品、		
			燃料をいう。以下同		
			じ。)の航空機による		
			運送確保のための空		
			港運用		
航空運輸	B-2	航空運送業	新型インフルエンザ	航空機の運航業務、	国土交通省
業	B-3		等発生時における必	客室業務、運航管理	
			要な旅客運送及び緊	業務、整備業務、旅	
			急物資の運送	客サービス業務、貨	
				物サービス業務	
 水運業	B-2	 外航海運業	新型インフルエンザ	船舶による緊急物資	国土交通省
/1·Æ/K	B-3	沿海海運業	等発生時における必	の運送業務	
	_ ~	内陸水運業	要な緊急物資の運送	7	
		船舶貸渡業	業務		
通信業	B-2	固定電気通	新型インフルエンザ	通信ネットワーク・	総務省
	B-3	信業	等発生時における必	通信設備の監視・運	
		移動電気通	要な通信の確保	用・保守、社内シス	
		信業		テムの監視・運用・	
				保守	

					(万月初下)
業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
鉄道業	B-2	鉄道業	新型インフルエンザ	運転業務、運転指令	国土交通省
	B-3		等発生時における必	業務、信号取扱い業	
			要な旅客運送及び緊	務、車両検査業務、	
			急物資の運送	運用業務、信号シス	
				テム・列車無線・防	
				災設備等の検査業	
				務、軌道および構造	
				物の保守業務、電力	
				安定供給のための保	
				守業務、線路・電線	
				路設備保守のための	
				統制業務(電力指令	
				業務、保線指令業	
				務)、情報システムの	
				管理業務	
電気業	B-2	電気業	<u></u> 新型インフルエンザ	発電所・変電所の運	経済産業省
	B-3		等発生時における必	転監視、保修・点検、	1201/2/10
			要な電気の安定的・	故障・障害対応、燃	
			適切な供給	料調達受入、資機材	
				調達、送配電線の保	
				修・点検・故障・障	
				害対応、電力系統の	
				運用・監視・故障・	
				障害対応、通信シス	
				テムの維持・監視・	
				保修・点検・故障・	
				障害対応	
道路貨物	B-2	一般貨物自	新型インフルエンザ	トラックによる緊急	国土交通省
運送業	B-3	動車運送業	等発生時における必	物資の運送の集荷・	
			要な緊急物資の運送	配送・仕分け管理、	
				運行管理、整備管理	
<u> </u>	<u> </u>	ı		<u>l</u>	<u> </u>

					(別添)
業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
道路旅客	B-2	一般乗合旅	新型インフルエンザ	旅客バス・患者等搬	国土交通省
運送業	B-3	客自動車運	等発生時における必	送事業用車両の運転	
		送業	要な旅客の運送	業務、運行管理業務、	
		患者等搬送		整備管理業務	
		事業			
放送業	B-2	公共放送業	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ	総務省
	B-3	民間放送業	等発生時における国	等発生に係る社会状	
			民への情報提供	況全般の報道を行う	
				ための取材、編成・	
				番組制作、番組送出、	
				現場からの中継、放	
				送機器の維持管理、	
				放送システム維持の	
				ための専門的な要員	
				の確保	
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ	郵便物の引受・配達	総務省
	B-3		等発生時における郵		
			便の確保		
映像・音	B-3	新聞業	新型インフルエンザ	新聞 (一般紙) の新	_
声•文字情			等発生時における国	型インフルエンザ等	
報制作業			民への情報提供	発生に係る社会状況	
				全般の報道を行うた	
				めの取材業務、編	
				集·制作業務、印刷·	
				販売店への発送業	
				務、編集・制作シス	
				テムの維持のための	
				専門的な要員の確保	

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等 金融業 農林水産金融業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な資金決済及び資 金の円滑な供給	現金の供給、資金の 決済、資金の融通、 金融事業者間取引	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省
		政府関係金融機関			厚生労働省
河 川 管理・用水供給業	_	河川管理·用水供給業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な水道、工業用水 の安定的・適切な供 給に必要な水源及び 送水施設の管理	ダムの流量調節操作 及び用水供給施設の 操作、流量・水質に 関する調査、ダム及 び用水供給施設の補 修・点検・故障・障 害対応	国土交通省
工業用水道業	_	工業用水道業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な工業用水の安定 的・適切な供給	浄水管理、水質検査、 配水管理、工業用水 道設備の補修・点 検・故障・障害対応	経済産業省
下水道業		下水道処理施設 維持管理業 下水道管 路施設 推持管理業 路 施設維持管理	新型インフルエンザ 等発生時における下 水道の適切な運営	処理場における水処 理・汚泥処理に係る 監視・運転管理、ポンプ場における監 視・運転管理、管路 における緊急損傷対 応	国土交通省
上水道業	_	上水道業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な水道水の安定 的・適切な供給	浄水管理、導・送・ 配水管理、水道施設 の故障・障害対応、 水質検査	厚生労働省
金融証券 決済事業 者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム	新型インフルエンザ 等発生時における金 融システムの維持	金融機関間の決済、 CD/ATM を含む決済 インフラの運用・保 守	金融庁

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
		金融商品取引所等		銀行等が資金決済や資金供給を円滑に行うために必要な有価証券や派生商品の取引を行うための注文の受付、付合せ、約定	
		金融商品取引清算機関		有価証券や派生商品 の取引に基づく債務 の引き受け、取引の 決済の保証	
		振替機関		売買された有価証券 の権利の電子的な受 け渡し	
石油·鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品 (LPガスを 含む。) の供給	石油製品(LPガス を含む。)の輸送・保 管・出荷・販売	経済産業省
石 油 製品·石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ 等発生時における石 油製品の製造	製油所における関連 施設の運転、原料お よび製品の入出荷、 保安防災、環境保全、 品質管理、操業停止、 油槽所における製品 配送及び関連業務、 貯蔵管理、保安防災、 環境保全、本社・支 店における需給対応 (計画・調整)、物流 の管理	経済産業省

					(別添)
業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ 等発生時における熱 供給	燃料調達、冷暖房・ 給湯の供給監視・調 整、設備の保守・点 検、製造・供給に関 する設備・システム の保守・管理	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品 小売業 食料品スー パー コンビニエ ンスストア	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品(缶 詰・農産保存食料品、 精穀・精粉、パン・ 菓子、レトルト食品、 冷凍食品、めん類、 育児用調整粉乳をい う。以下同じ。)の販 売	食料品の調達・配達、消費者への販売業務	農林水産省経済産業省
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品、生活 必需品(石けん、洗 剤、トイレットペー パー、ティッシュペ ーパー、シャンプー、 ごみビニール袋、以 下 目じ。)の販売	食料品、生活必需品の調達・配達、消費者への販売業務	経済産業省

業種 類 業務 担当省庁 食料品製 造業 活文・菓子製 造業 心業 心味費 の人類製造業 めん類製造業 めん類製造業 の人類製造業 の人類製造業 (育見用調整粉乳に限る) 新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品の供給 食料品・原材料の調 達・配達・販売業務 (育用期 整粉乳に限る) 農林・飲料即 完業 (育用期 整粉乳に限る) 新型インフルエンザ 等発生時における最 低限の食料品及び食 料品を製造するため の原材料の供給 食料品・原材料の調 達・配達・販売業務 (ILPガス、 ガソリンス タンド) 農林・原常 等発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等を発生時における1. ドおける1. Pガススタンド 等を発生のにおける1. イ油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 を方配送・販売・保安点検 を一といこおける イ油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 要点を検サービスステーションにおける イ油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 要点を検サービスステーションにおける イ油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 要点を検サービスステーションにおける イ油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 要点を検して、大変点検 要点を検して、大変点検 を一との他の 生活関連サービス 原生労働省 その他の 生活関連 サービス 上で、成務連体に検 れる作業(創傷の手 通体の死後処理に際 経済産業省 して、直接連体に検 れる作業(創傷の手 経済産業省 して、直接連体に検 れる作業(創傷の手						(別添)
造業 存食料品製造業 信服の食料品の供給 造業 指数・製粉業パン・菓子製造業レトルト食品製造業の漁業食品製造業の別類製造業で、有別用調整粉乳に限る) 数人類製造業で、有別、大学の食料品及び食料品及び食料品を砂造するための原材料の供給 動売業 動売・市場関係者 石油事業 (LPガス、ガッリンスタンド) 新型インフルエンザ等発生時における最大の原材料の供給 石油事業 (LPガス、ガッリンスタンド) 新型インフルエンザ等発生時におけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検サービススタンド) 経済産業者を持たおけるLPガスの受入・保管・配送・販売・保安点検サービススタンド) サガス、石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検サービスを力・保管・配送・販売・保安点検 その他のと活関連サービス業 大蜂の実施生活の実施生活の大蜂業務 その他のと活関連サービス業 大蜂の実施生活の大蜂業務 その他の生活関連サービス業 大蜂の実施生活の大蜂業務 その他の生活関連サービス業 遺体の死後処理に際して、直接遺体に触と済産業省として、直接遺体に触り、経済産業省として、直接遺体に触り、	業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
 造業 精報・製粉業 バン・菓子製 造業 レトルト食 品製造業 冷凍食品製 造業 めん類製造 業 処理牛乳・乳 飲料製造 業 処理牛乳・乳 飲料製造 業 (育児用調整 発力に限る) 放食料品 B-5 食料・飲料卸 新型インフルエンザ 等発生時における最 歯売 市場 閣 係者 新型インフルエンザ (私限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 料品を製造するための原材料の供給 が 等発生時におけるL アガスの タンド) 石油事業 B-5 燃料小売業 新型インフルエンザ におけるL Pガスの タンド) サガス、石油製品の 受入・保管・販売・保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保管・配送・販売・保 安点検 要点検 要点検 要点検 その他の 生活 関連 サービス 業 その他の 生活 関連 場体の死後処置 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 	食料品製	B-5	缶詰・農産保	新型インフルエンザ	最低限の食料品の製	農林水産省
精報・製粉業 パン・菓子製 造業 レトルト食 品製造業 冷凍食品製 造業 処理牛乳・乳 飲料製造業 の理牛乳・乳 飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る) (食料・飲料即 新型インフルエンザ 養料品・原材料の調 産・配達・販売業務 (報名) (組織の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	造業		存食料品製	等発生時における最	造、資材調達、出荷	
ボン・東子製 造業 レトルト食 品製造業 冷凍食品製 造業 処理牛乳・乳 飲料製造業 (育児用調 整粉乳に限 る) 飲食料品 B-5 食料・飲料卸 売業 (1. P ガス、 クンド)			造業	低限の食料品の供給	業務	
 造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 のみ類製造業 (育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 B-5 食料・飲料卸売業 (育児用調整粉乳に限る) 放育型インフルエンザ (大業 卸売市場関係者) (低限の食料品及び食料品を収入が食料の供給) 石油事業 B-5 燃料小売業 (1.Pガス、ガソリンスタンド) (1.Pガス、ガソリンスタンド) (1.Pガス、石油製品の受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 その他の B-5 火難・驀地管理業 サービス業 その他の B-5 短婚葬祭業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際して、直接遺体に触 経済産業省 (2.1) (1.2) (2.3) (3.4) (4.4) (4.4) (5.4) (6.4) (7.4) (8.6) <			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 (育児用調整粉乳に限る) (香) と 食料・飲料卸売業 (育児用調整粉乳に限る) (香) の原材料の機給 (
品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳 飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 B-5 食料・飲料卸 新型インフルエンザ 食料品・原材料の調 農林水産省						
 冷凍食品製造業 めん類製造業 (育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 B-5 食料・飲料卸						
造業 めん類製造業 の理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る) (育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 即売業 卸売市場関係者 (新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 石油事業 者 (LPガス、ガソリンスタンド) インフルエンザ等発生時におけるしかの原材料の供給 (LPガスの受入・保管・販売・保安点検サービススタンド) インフルエンザ 等発生時におけるしたがある。 (保護・販売・保安点検サービススタンド) (大郷・墓地管理業・配送・販売・保安点検・販売・保安点検・配送・販売・保安点検・配送・販売・保安点検を対して、業 その他の 生活関連サービス業 とび食が変素を受けるので変が変素を受けるので変が変素を変更ないまする。 (本の大郷業務) その他の 生活関連サービス業 とび食が変素を変更ないまする。 (本の大郷業務) その他の 生活関連 サービス 業 とび食が変素を変更なが変素を変更ないまする。 (本の大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大郷・大						
めん類製造業の理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る) (育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 卸売市場関係者 (個限の食料品及び食料品及び食料の原材料の供給 石油事業者 (日アガス、ガソリンスタンド) (日アガス、ガソリンスタンド) (日アガス、石油製品の受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 その他の生活関連サービス業 大葬・墓地管理業 その他の生活関連サービス業 (大葬の実施理業 その他の生活関連サービス業 (大葬・墓地管理業 との他の生活関連サービス業 (大方の実施度が変更を)を (大寿の実施度が変更を)を (大寿の実施度が変更を)を (大寿の実施度が変更を)を (大寿の実施度が変更を)を (大寿の実施度が変更を)を (大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大寿の大						
業 処理牛乳・乳 飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る) 新型インフルエンザ 等発生時における最 症限の食料品及び食料品を製造するため の原材料の供給 食料品・原材料の調達・配達・販売業務 石油事業者 B-5 燃料小売業 (LPガス、ガソリンスタンド) 新型インフルエンザ等発生時におけるL Pガス、石油製品の受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 その他のと活関連サービス業 その他のと活関連サービス業 大葬・墓地管理業 次葬の実施建体の火葬業務 厚生労働省 その他のと活関連サービス業 連体の火葬業務 厚生労働省 と活関連サービス 業 連体の死後処理に際な点検 直体の死後処理に際して、直接遺体に触						
放食料品						
飲食料品 B-5 食料・飲料卸 新型インフルエンザ						
(育児用調整粉乳に限る) 飲食料品 B-5 食料・飲料卸 新型インフルエンザ						
飲食料品 B-5 食料・飲料卸 売業 卸売 市場関係者 新型インフルエンザ 等発生時における最 強・配達・販売業務 (低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 産業・配達・販売業務 (低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 石油事業 B-5 燃料小売業 (LPガス、ガソリンスタンド) (LPガス、ガソリンスタンド) 供給 新型インフルエンザ におけるLPガスの受入・保管・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 その他の生活関連サービス業 大葬・墓地管理業 サービス業 その他の生活関連サービス業 連体の火葬業務 厚生労働省 その他の生活関連 サービス業 遺体の死後処理に際して、直接遺体に触 経済産業省におけるLPガスの受入・保管・配送・販売・保安点検サービスステーションにおける石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 をの他の生活関連サービス業 連業 世本の大葬業務 原生労働省						
飲食料品 即売業 B-5 食料・飲料卸						
飲食料品 即売業 B-5 克業 即売市場関 係者 食料品・原材料の調 等発生時における最 (低限の食料品及び食 料品を製造するため の原材料の供給 農林水産省 石油事業 者 B-5 (LPガス、 ガソリンス タンド) 無料小売業 等発生時における L Pガス、石油製品の 受入・保管・販売・ 保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 におけるLPガスの 受入・保管・配送・販売・保安点検 その他の 生活関連 サービス 業 B-5 理業 火葬の実施 理業 遺体の火葬業務 厚生労働省 その他の 生活関連 サービス 業 B-5 理業 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 経済産業省 との死後処理に際 経済産業省						
加売業	AL A JA	D =		· 中国 / 、 一 、 、 10		# 11. 1 - 7.72
### (個別の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給		B-9				農杯水産省
係者 料品を製造するため の原材料の供給 オートガススタンド 経済産業省 新型インフルエンザ オートガススタンド 経済産業省 第型インフルエンザ マートガススタンド におけるLPガスの 受入・保管・販売・保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 で配送・販売・保安点検 東書・配送・販売・保安点検 東書・配送・販売・配送・販売・販売・保存点検 東書・配送・販売・配送・販売・保存点検 東書・配送・販売・配送・販売・配送・販売・保存点検 東書・配送・販売・配送・配送・配送・販売・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・配送・	即冗耒				達・即達・販冗耒務	
の原材料の供給						
石油事業 B-5 燃料小売業 新型インフルエンザ オートガススタンド 経済産業省 (LPガス、 ガソリンス タンド) 円ガス、石油製品の 受入・保管・販売・ 保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 を記述・販売・保安点検 で配送・販売・保安点検 で記述・販売・保安点検 で記述・研覧・に対述・研覧・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述・に対述			DN-H			
者 (LPガス、						
ガソリンス タンド) Pガス、石油製品の 供給 受入・保管・販売・ 保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保 管・配送・販売・保 安点検 その他の 生活関連 サービス 業 水葬・墓地管 理業 水葬の実施 理業 遺体の火葬業務 厚生労働省 その他の 生活関連 サービス 業 B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 経済産業省 して、直接遺体に触		B-5				経済産業省
タンド) 供給 保安点検サービスス テーションにおける 石油製品の受入・保 管・配送・販売・保 安点検 その他の 生活関連 サービス 業 水葬・墓地管 理業 大葬の実施 遺体の火葬業務 厚生労働省 その他の 生活関連 サービス 業 B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 経済産業省 して、直接遺体に触	者 					
その他の 生活関連 サービス 業 B-5 理業 火葬・墓地管 火葬の実施 理業 遺体の火葬業務 厚生労働省 その他の 生活関連 サービス 業 との他の 生活関連 B-5 記婚葬祭業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 経済産業省 して、直接遺体に触						
石油製品の受入・保管・配送・販売・保安点検 その他の B-5 火葬・墓地管 火葬の実施 遺体の火葬業務 厚生労働省 生活関連 サービス 業 その他の B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際 経済産業省 して、直接遺体に触			ダント) 	供 箱		
 その他の B-5 火葬・墓地管						
その他の B-5 火葬・墓地管 生活関連 サービス 業 火葬の実施 遺体の火葬業務 厚生労働省 その他の B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処置 して、直接遺体に触						
その他の B-5						
生活関連 サービス 業 理業 その他の 生活関連 B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際 して、直接遺体に触 経済産業省 して、直接遺体に触						
サービス 業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際 経済産業省 その他の B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処置 して、直接遺体に触	その他の	B-5	火葬·墓地管	火葬の実施	遺体の火葬業務	厚生労働省
業	生活関連		理業			
その他の B-5 冠婚葬祭業 遺体の死後処置 遺体の死後処理に際 経済産業省 生活関連 して、直接遺体に触	サービス					
生活関連して、直接遺体に触	業					
	その他の	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	遺体の死後処理に際	経済産業省
サービス れる作業(創傷の手	生活関連				して、直接遺体に触	
	サービス				れる作業(創傷の手	

業種	類	業種小分類	社会的役割	業務	担当省庁
業				当・身体の清拭・詰	
				め物・着衣の装着)	
その他小	B-5	ドラッグス	新型インフルエンザ	生活必需品の調達・	経済産業省
売業		トア	等発生時における最	配達、消費者への販	
			低限の生活必需品の	売業務	
			販売		
廃棄物処	B-5	産業廃棄物	医療廃棄物の処理	医療機関からの廃棄	環境省
理業		処理業		物の収集運搬、焼却	
				処理	

- (注2)業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。
- (注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担 う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事 業所として整理する。
- (注4) 水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。
- (注5) 倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的(恒常的)な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機 管理に関する職務

区分3:民間の登録事業者と同様の職務

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関す	政府対策本部員	区分1	内閣官房
る事務			

			(別添)
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
政府対策本部の事務	政府対策本部事務 局職員	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に かかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員(官 邸・閣議関係職員)	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等 諮問委員	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務 (秘書業務を含む。)	各府省庁政務三役 (大臣・副大臣・大 臣政務官) 秘書官	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核 を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員 のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ 等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁対策本部 構成員 各府省庁対策幹事 会構成員 各府省庁対策本部 事務局担当者	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫 事務)	検疫所職員 動物検疫所職員 入国管理局職員 税関職員	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政 府)	内閣法制局職員	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に 関する事務	都道府県対策本部 員	区分1	_
都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部 事務局職員	区分1	_
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関 する事務	市町村対策本部員	区分1	_

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
市町村対策本部の事務	市町村対策本部事	区分1	_
	務局職員		
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原	地方衛生研究所職	区分1	_
解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	員		
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運	保健所職員	区分1	_
営、疫学的調査、検体の採取	市町村保健師		
	市町村保健センタ		
	一職員		
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制	国会議員	区分1	_
定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議	国会議員公設秘書		
(秘書業務を含む。)	(政策担当秘書、公		
	設第一秘書、公設第		
	二秘書)		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府	地方議会議員	区分1	_
県、市町村の予算の議決、議会への報告			
国会の運営	衆議院事務局職員	区分1	_
	参議院事務局職員		
地方議会の運営	地方議会関係職員	区分1	_
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法	衆議院法制局職員	区分1	_
府)	参議院法制局職員		

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理 に関する職務

			_
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	裁判所職員	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	区分 2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、 少年院、少年鑑別所)の保安警備	刑事施設等職員	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の 予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分1 区分2	警察庁

	TH-1-T		
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
救急消火、救助等	消防職員	区分1	消防庁
	消防団員	区分2	
	都道府県の航空消		
	防隊		
	救急搬送事務に従		
	事する職員(消防本		
	部を置かない市町		
	 村において救急搬		
	 送事務を担当する		
	こととされている		
	職員に限る。)		
	1997		
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防	海上保安官	区分1	海上保安庁
止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通		区分2	
のための信号等の維持			
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等にお	防衛省職員	区分1	防衛省
ける診断・治療		区分2	
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、			
医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送			
その他、第一線(部隊等)において国家の危			
機に即応して対処する事務			
自衛隊の指揮監督			
国家の危機管理に関する事務	 内閣官房職員	区分 2	内閣官房
四次ツル城自生に民りる事伤		<u> </u>	
	各府省庁職員		各府省庁

区分3:民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務(運用は登録事業者と同様とする。)

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	国立、県立・市町村	区分3	_
重大・緊急医療型	立の医療施設職員		_

			(为り4六)
特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	国立、県立・市町村	区分3	_
	立の介護・福祉施設		
	職員		
電気業	電気業に従事する職	区分3	_
	員		
ガス業	ガス業に従事する職	区分3	_
	員		
鉄道業	鉄道業に従事する職	区分3	_
	員		
道路旅客運送業	道路旅客運送業に従	区分3	_
	事する職員		
航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を	地方航空局職員、航	区分3	国土交通省
含む。)	空交通管制部職員		
火葬・墓地管理業	火葬場・墓地に従事	区分3	_
	する職員		
産業廃棄物処理業	医療廃棄物処理業に	区分3	_
	従事する職員		
上水道業	上水道業に従事する	区分3	_
	職員		
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給	区分3	_
	業に従事する職員		
工業用水道業	工業用水道業に従事	区分3	_
	する職員		
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施	下水道業に従事する	区分3	_
設維持管理業	職員		

用 語	解說
アジアかぜ	1957年(昭和32年)に中国南西部で発生した当時の新型インフルエンザ
	であり世界で約200万人が罹患したとされている。
インフルエンザ	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分
ウイルス	類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A
	型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダー
	ゼ (NA) という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。
	(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)
疫学調査	感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を
	調べ、感染源等を調査すること。
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
	なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜
	として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定され
	ている。
感染症サーベイ	感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の
ランスシステム	予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、
(NESID)	日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断し
	た医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的
	に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネット
	ワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指
	す。
感染症指定医療	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機
機関	関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
	* 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、
	二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当
	させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
	* 第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型イン
	フルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府
	県知事が指定した病院。
	* 第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等
	感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定
	した病院。
	* 結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療
	機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準
D.W. Harley	ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。
感染症病床、結	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、
核病床	結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染
	症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者

	(参考)
	を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させる
	ための病床である。
帰国者・接触者	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発
外来	熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。
	帰国者・接触者外来は、海外発生期から県内発生早期までを設置時期と
	し、患者が相当程度増加(感染期等)した段階では患者のトリアージ効果
	が望めないため、相談センターを縮小・廃止する。
	新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けるこ
	とで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。
	帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患
	者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、
	通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。
帰国者·接触者	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器
相談センター	症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介す
	るために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。
	新型インフルエンザ等の患者の早期発見、当該者が事前連絡せずに直接
	医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止、地
	域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減
	等を目的とする。
基礎疾患を有す	妊婦、幼児又は呼吸器疾患(喘息を含む。)、心疾患(高血圧を除く。)、
る者等	腎疾患、肝疾患、神経疾患、神経筋疾患、血液疾患、代謝性疾患(糖尿病
	を含む。)、免疫機能不全(HIV、悪性腫瘍を含む。)等を有しており、
	治療経過や管理の状況等を勘案して、医師により重症化へのリスクが高い
	と判断される者等を指す。
業務継続計画	新型インフルエンザ等が発生した際、事業所内における感染拡大防止と
	社会機能維持の観点から、欠勤率が最大40%になることも想定しつつ、職
	場での感染防止策を徹底するとともに、重要業務を継続し又は不要不急の
	業務を縮小・中止するため、各事業者において事業を継続するための計画。
抗インフルエン	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、イン
ザウイルス薬	フルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフル
	エンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施でき
	るよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計
	画。(特措法第6条から第8条)
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、
(PPE:	放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るた
Personal	めに作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御する
Protective	ことが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲
Equipment)	的処置等)に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

	(<i>参考)</i>
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。
	特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況(患
	者及び病原体)の把握及び分析が行われている。
再興型インフル	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず
エンザ	長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的
	機関及び医療、医薬品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信
	その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。(特措法第2
	条第6号)
指定地方公共機	都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電
関	気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路
	公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政
	令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都
	道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第7号)
死亡率	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に
(Mortality	罹患して死亡した者の数。
Rate)	
症例定義	それぞれの病気に対して症例を定めたもの。
新型インフルエ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有す
ンザ	ることとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に
	国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから、当該感染症の
	全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える
	おそれがあると認められるものをいうとされている。
	毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大
	きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していない
	ため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を
	引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。
新型インフルエ	2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1
ンザ (A/H1N1)	亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエ
/ インフルエン	ンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、
ザ (H1N1) 2009	流行状況が従来の季節性インフルエンザと同等なものとなったため、季節
	性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ
	(H1N1) 2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると
	認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は
	治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程
	度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重
0.1	大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
スペインかぜ	1918年(大正7年)にスペインを中心にそれまでのインフルエンザと異
	なる形でのH1N1型の新型インフルエンザが発生し、世界的に流行し、

	(参考)
	世界中で約4,000万人が死亡したとされる。その後、この型が変異しソ連型
	インフルエンザウイルス(H1N1型)が発生した。
咳エチケット	感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。
	※ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から
	顔をそむけ 1 m以上離れる。
	鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨て
	られる環境を整える。
	咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。
致命率 (Case	流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割
Fatality Rate)	合。
鳥インフルエン	A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、
ザ	家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原
	性鳥インフルエンザ」という。
	近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はそ
	の死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考え
	られており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。
	なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウ
	イルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ(H 5
	N1)」という。
入院勧告	感染症法第26条の規定により準用する同法19条及び20条に基づき、知事
	が新型インフルエンザ等感染患者に対して医療機関(特定感染症指定医療
	機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関等)
	に入院をさせること。
	入院期間は、10日間以内とされており、退院は、同法第22条で患者が病
	原体を保有していないことが確認されたときとなる。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感
	染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑う
	に足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の
	特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族
	等が想定される。
発病率(Attack	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイル
Rate)	スに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に
	新型インフルエンザにり患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。
	特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存
	在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感
	染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワ	新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ
クチン	等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチ
	\sim .



病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の
	症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒ
	トなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖
	性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミッ	新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウ
クワクチン	イルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造され
	るワクチン。(現在はH5N1亜型を用いて製造)
要援護者	家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や
	介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者